

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成 17 年法律第 123 号)

第 5 条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8～28 (略)

(指定の取消し等)

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～二 (略)

三 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

四 (略)

五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七～八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2～3 (略)

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

(平成 24 年 12 月 13 日東京都条例第 155 号)

(事故発生時の対応)

第 40 条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(従業者の配置の基準)

第 78 条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えることができる。

一 (略)

二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第八章及び第十六章において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

三 (略)

(準用)

第 93 条 第 12 条の 2 から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 53 条、第 54 条、第 56 条、第 62 条、第 63 条、第 69 条及び第 73 条から第 75 条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第 24 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 83 条第 1 項」と、第 27 条第 2 項中「第 25 条第 2 項」とあるのは「第 83 条第 2 項」と、第 53 条第 2 項及び第 54 条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 62 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 75 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第 2 号中「第 58 条第 1 項」とあるのは「第 93 条において準用する第 23 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 68 条」とあるのは「第 89 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 93 条」と読み替えるものとする。